

○集団行進及び集団示威運動に関する条例の取扱いに関する訓令

(昭和35年10月7日島根県警察訓令第14号)

第1条 集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和35年島根県条例第46号。以下「条例」という。）及び同施行規則（昭和35年島根県公安委員会規則第7号。以下「施行規則」という。）の取扱いについては、この訓令の定めるところによる。

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、条例第3条に規定する許可申請書（以下「申請書」という。）の提出があったときは、所定事項が記載されていることを確認した後、別紙報告要領により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告があった場合において、その集団示威運動等の実施場所が2以上の署長の管轄にわたるときは、関係署長に対し申請書の記載内容を示達するものとする。

3 関係署長は、前項の示達があったときは、別紙報告要領第4に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

第3条 署長は、条例第6条の規定による許可の取り消しを必要と認めるに至ったときは、理由を付して直ちに本部長に報告しなければならない。

第4条 本部長は、公安委員会の処分があったときは、その内容をすみやかに署長に通知するものとする。

第5条 署長は、前条の通知を受けた場合は、すみやかに施行規則第4条の書面を作成して、主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

2 前項の規定により書面を交付するに当っては、主催者又は連絡責任者にその内容を説明しこれを確認させるよう努めるものとする。

第6条 署長は、前条の規定により書面を交付したときは、別記様式第1の受領書を徴しておくものとする。

第7条 署長は、条例第5条第1項の規定による掲示を必要とするに至ったときは、その状況を直ちに本部長に報告するとともに第5条第1項の規定により交付すべき書面を掲示しなければならない。

第8条 署長は、申請書2通のうち1通は本部長に進達し、1通は保管しておかなければならない。

第9条 署長及び警察本部主管課長は、別記様式第2の集団示威運動等許可申請処理簿により処理状況を明確にしておかなければならない。

附 則

この訓令は、条例施行の日（昭和35年10月11日）から施行する。

附 則（令和3年7月26日島根県警察訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

別紙

集団示威運動等許可申請に関する報告要領

- 第1 申請書提出日時
- 第2 申請書の記載内容
 - 1 集団示威運動等の名称、目的及び方法
 - 2 主催者の住所、氏名及び年令
 - 3 連絡責任者の住所、氏名及び年令
 - 4 集団示威運動等の開始及び終了の日時
 - 5 実施場所、進行の順路
 - 6 参加予定団体の名称ならびにその責任者の住所、氏名及び年令
 - 7 参加予定人員（2以上の参加団体がある場合は、団体ごとの人員）
- 第3 主催者側と協議した場合はその状況
- 第4 申請に対する調査事項及び意見
 - 1 集団示威運動等が治安に及ぼす影響
 - 2 条件を付する必要があると認められるときはその内容
 - 3 指示をする必要があると認められるときはその内容
 - 4 許否に関する署長意見

別記様式第1（第6条関係）

受 領 書

許 可 書
集団示威運動等に関する（不許可処分通知書）島公第 号を確かに
（取り消し処分通知書）

受取りました。

年 月 日 時 分

住 所

氏 名

島 根 県 公 安 委 員 会 殿

別記様式第2

(集 団 示 威 運 動 等 許 可 申 請 処 理 簿)

整 理 番 号		許 可 番 号	島 公 第	号
実 施 日 時	年	月	日	自 時 分 至 時 分
名 称				
主 催 者 の 住 所 、 氏 名 及 び 年 令	市 郡	町 村	番 地	年
本 部 長 報 告 日 時	月	日	時	分
公 安 委 員 会 処 分 日 時	月	日	時	分
署 長 通 知 日 時	月	日	時	分
交 付 日 時	月	日	時	分
警 察 署 名				
備 考				

注： 警察署においては、警察署名欄を削るものとする。